

福祉保健部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症について、本県での感染者は、すべて県外での滞在歴がある方又はその接触者であり、今後とも県外との往来に起因する感染防止を徹底する必要がある。今月12日以降、新たな感染が確認されていない状況ではあるものの、県をまたいだ人の移動が懸念される大型連休を見据え、ウイルスを県内に持ち込ませない、いわば水際対策の徹底が強く求められている。

これまで本県においては、緊急事態宣言の対象地域となった後も、県内の感染状況や経済社会に与える影響等を考慮して休業要請を行わないこととしていたところであるが、九州各県における休業要請を踏まえると、県外からの来県を誘発しかねない状況に直面している。また、県内様々な団体から、休業要請について提案・要望が寄せられているところである。

このため、大型連休を前に、県をまたいだ移動を抑制し、県外からの感染を阻止する観点から、県外からの人の移動の誘因になる施設として特に留意すべき施設や、避けるべき三密（密閉、密集、密接）につながる施設を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業要請を行うこととする。

2 対象

- (1) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー等の遊興施設等
- (2) マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技施設

3 期間

令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）まで

施設例

種類	施設
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	ストリップ劇場
	ヌードスタジオ
	個室付浴場業に係る公衆浴場
	のぞき劇場
	その他性風俗店
	個室ビデオ店
	ネットカフェ
	漫画喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	勝馬投票券発売所
	場外車券売場
	競艇場外発売場
射的場	
遊技施設	マージャン店
	パチンコ店、スロット店
	ゲームセンター

「休業要請」について

【国の基本的対処方針】

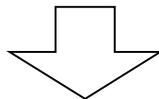
○ 本県のような感染者の少ない県においては、「感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ」、知事がその実施について判断する。

(緊急事態宣言を全国に拡大した理由は、大型連休期間における人の移動を最小化するため。休業要請は、あくまでも感染拡大防止の観点から行われるべきもの。)

○ 特措法には、休業要請に対する補償の規定はない。全国でも補償を行っている都道府県はない。 → 国の責任で補償を行うよう要望中

<従来の判断：休業要請を行わない>

- ・ 県内は感染拡大の状況にはない。
- ・ ひとたび休業要請を行うと、解除後の反動リスクの懸念により、解除のタイミングの見極めが困難となり、早期の経済復興の妨げに。
- ・ 休業要請の有無にかかわらず、特に経営の厳しい小規模事業者に対し
県独自の給付金20万円を速やかに支給。



<判断の変更（4/24）>

九州各県で休業要請がなされたことを考慮し、休業要請した地域からの人の流入を避けるため、様々な団体からの提案・要望も踏まえ、休業要請を行う。 協力金10万円を支給する。

➡ 給付金の対象となる小規模事業者には、最大30万円の支援策。

(同じ理由により同時期に全国で6県が休業要請。3県は休業要請せず。)